

東温市社会福祉協議会
有 料 広 告 掲 載 基 準

1 趣 旨

この基準は、東温市社会福祉協議会有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条の広告掲載の範囲等に関連するものについて定め、広告の掲載に係る取扱いの基準とするものである。

2 要綱第3条（1）から（4）の考え方及び具体例等

<p>（1）法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの。</p>	<p>○不当景品類及び不当表示防止法第4条に違反するもの 例：温泉法上の温泉の定義に該当しない井戸水や水道水を加温したものを温泉であるかのように表示しているもの。</p> <p>○広告に関する規程がある法例等に違反するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法（第69条～第71条） ・介護保険法（第98条） ・薬事法（第66条～第68条） ・柔道整復師方（第24条） ・旅行業法（第12条の7、8）等に違反するもの <p>○その他、業務、営業行為、商品等について規定している法令等に違反するもの 例：許認可が必要な事業で、許認可されていない事業者が行うもの</p>
<p>（2）公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの</p>	<p>○財産的秩序に反するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等射幸心をあおる可能性のあるもの 等 <p>○倫理的秩序に反するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体等の構成員がその活動のために利用するもの ・暴力的又は残酷なもの ・犯罪行為を示唆、誘発するおそれのあるもの ・性的感情を刺激する又は、わいせつなもの ・青少年保護や健全育成に好ましくないもの 等 <p>○自由、人権を害するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの ・他を誹謗、中傷又は排斥するもの 等

<p>(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの</p>	<p>○政治活動 ・公職選挙法に抵触するおそれのあるもの 等</p> <p>○宗教活動 ・宗教団体による布教推進を主目的とするもの 等</p> <p>○意見広告 ・個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの 等</p> <p>○個人の宣伝 ・いわゆる名刺広告</p>
<p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの</p>	<p>○キャバレー、クラブ等の「接待飲食等営業」及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター等の「遊技場営業」にあたるもの（第2条第1項）</p> <p>○「性風俗関連特殊営業」にあたるもの（第2条第5項）</p> <p>○その他、風俗営業類似の業種</p>

3 要綱第3条（7）から（9）の考え方及び具体例等

広告媒体に掲載する広告は、性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、地域住民に不利益を与えないものでなければならぬため、次に掲げるものについては、広告媒体に掲載する広告として妥当でないことから掲載不可とし、又は表現に留意の上掲載することとする。

<p>掲載不可とするもの</p>	
<p>社会的観点から掲載不可とするもの</p>	<p>○性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いているもの</p> <p>○たばこに関する広告</p> <p>平成17年2月より「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効（日本は平成16年6月に同条約を批准）したことにより批准国である日本も、あらゆるたばこの広告、販売促進及び公園の包括的な禁止を義務付けられた。</p>
<p>消費者保護の観点から掲載不可とするもの</p>	<p>○マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの</p> <p>○非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの</p> <p>○貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業</p> <p>○興信所、探偵事務所 等</p> <p>○人材募集広告</p>

その他	<p>○著作権、肖像権の侵害に当たるもの</p> <p>○あたかも東温市社会福祉協議会が推奨しているような表現のもの</p> <p>○社会問題を起こしている業種や事業者</p> <p>○民事再生法又は会社更生法による再生、更生手続き中で、再生更生計画について認可が決定されていない事業者</p> <p>○行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの</p> <p>○その他、東温市社会福祉協議会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</p>
掲載にあたり留意が必要なもの	
医療、医薬品等	<p>○医療芳情の診療科目及び法で認められた医業類似行為（あんまマッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師）以外の広告を掲載しない</p> <p>例：エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形等の医療、施術、役務サービス業の広告は掲載しない。</p> <p>○医薬品、医薬部外品、化粧品の広告については、薬事法第66条から第68条の規定を遵守すること。</p> <p>○健康食品の広告については、健康増進法第32条の2の規定を遵守すること</p>
弁護士、税理士等	<p>法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行なわれている各資格（弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士）については、掻く規制を遵守すること。</p>
映画、興行等	<p>年齢制限等、一部規制を設けているものはその内容を表示する。</p>
組合、団体等	<p>労働組合のように一定の社会的立場と主張をもった組織の掲載内容は、名称、所在地、及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
アルコール飲料	<p>○未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること</p> <p>例：「お酒は20歳を過ぎてから」等</p> <p>○飲酒を誘発するような表現の禁止</p> <p>例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等</p>
責任の所在が不明確な広告	<p>原則として、広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p>